

金山町立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

【目 次】

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

現在、学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教育職員の長時間にわたる時間外業務が常態化している。こうした状況は教育職員の心身の健康を脅かすとともに、子どもたちへの教育にも影響があると考えられる。本計画は、教職員の働きやすさと働きがいを両立し、よりよい教育を行うことを目的として、文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

福島県教育委員会でも、第7次福島県総合教育計画を策定し教職員が長時間の勤務によって、心身の健康に不安を感じながら、負担感や疲労感を抱えたまま授業等で指導をしなければならない状況は、教育の質を低下させ、子どもたちにも悪影響を及ぼすこととしている。

金山町教育委員会総合計画で掲げる「奥会津金山学びの18年」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画は、教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長を持続的に進めることができるよう、各学校における教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務も含めて勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を図るものである。

(2) 金山町の現状

金山町では、福島県の教職員働き方改革プランを受け、教職員の時間外勤務時間を月45時間以内かつ年360時間以内の目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保に向けて取り組んできた。

こうした取り組みの結果、本町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28時間	16.7%	0%
中学校	月31時間	14.8%	8.3%

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【13日】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【6.6%】

3. 計画の期間

○令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(ア) 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・保護者・地域住民などによる通学路における交通安全、防犯面での見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

・学校給食費については、町の支援で全額無償化に取り組んでおり、引き続き公会計化を実施する。

④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

(イ) 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・教育委員会と連携を図りながら、民間業者のICT支援委員が中心になって行う。

③ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

④ 部活動

・令和9年度中に、今後の課題を洗い出し、分析等を経て、令和11年度に休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動

指導員の配置拡充等を進める。

(ウ) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理

・スクールサポートスタッフ(SSS)を配置し、教職員が担う事務的な補助や校内環境の維持を担う。

・ICT支援員を配置することで、ICT機器の設定や授業支援を行う。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭(助教諭)のほか、スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

② 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

① 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

③ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

④ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。

⑤ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、金山町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報

告することとする。

- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係 部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保 措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。